



市立加西病院職員募集要項

【病 院 行 政 職】

- 試 験 日 令和7年9月21日（日） <一次試験>
- 場 所 市立加西病院
- 受付期間 令和7年7月25日（金）～ 8月27日（水）
午前8時30分～午後5時15分
（ただし、土・日曜、祝日を除く）



受付及び問い合わせ先

市立加西病院 総務課 総務係（病院東館2階）

〒675-2393

加西市北条町横尾1丁目13番地

電話（0790）42-2200（内線2429）

1. 採用職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用予定人員	受 験 資 格
病院行政職	1名程度	平成10年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

(注意1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

2. 業務内容

市立加西病院事務部門に勤務し、病院一般事務に従事します。

「病院一般事務」とは、市立加西病院事務部門(総務課、施設用度課、医事課など)にのみ勤務する職種で、原則として市役所等の市の他の機関への人事異動はありません。なお、「病院行政職」の採用では、将来の幹部職員を担う人材を求めています。

3. 受験手続・受付・受験申込先

(1) 受験手続に必要なもの

提出書類	備 考
① 受験申込書	本院所定の様式による。
② 受験票	
③ 返信用封筒	定型サイズ(23.5cm×12.0cm)の封筒に、受験者の住所・氏名を記入し、110円切手を貼付したものを <u>2通</u> 添付のこと。

※ 応募書類は返却できませんので、ご了承ください。

※ 受験申込書類は、当院ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/hospital/>)

(2) 受付期間・時間

令和7年7月25日(金)～8月27日(水)

午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日除く)

8月27日(水) 17:00 必着 (書類不備や期日を過ぎたものは受付不可)

※申し込み書類については、原則として郵送での提出をお願いします。

(3) 受験申込先及び問い合わせ先

市立加西病院 総務課 総務係(病院東館2階)

〒675-2393 加西市北条町横尾1丁目13番地

電話(0790)42-2200(内線2429)

4. 試験日・試験場所・試験種目

(1) 一次試験

①試験日時・場所

職 種	試験日時	試験場所
病院行政職	令和7年9月21日(日) (受付) 午前8時30分～午前8時45分 (試験開始) 午前9時～	市立加西病院

②試験当日に持参するもの

■受験票

■筆記用具(HBの鉛筆又はシャープペン・消しゴム)

■時計(計算機能のないもの) ※携帯電話は使用不可

③試験種目

試験種目	時 間	内 容
教養試験	2時間程度	(大学卒業程度の一般教養および論理的思考について択一式) 公務に必要な幅広い知識・関心・思考力等を試します。
適性検査	合計 1時間程度	基本的な事務処理能力があるか。 公務員としての適性があるか。 職場における対人関係に対して適応性があるかを確認

④一次試験結果通知

一次試験の全試験種目を受験した人に対して、10月上旬に結果を通知します。

(2) 二次試験日程及び試験方法

①二次試験日時・場所

区 分	試験日時	試験場所
面接試験	令和7年10月中旬の平日 ※面接日時は、一次試験結果と併せて合格者へ通知します。	市立加西病院

②二次試験当日に持参するもの

■受験票

③試験種目

試験種目	時 間	内 容
面接試験	10～15分程度	個別による面接試験

5. 合格発表

- (1) 二次試験を受験した人に対して、令和7年11月上旬に試験の結果を通知します。
- (2) 試験合格者には、最終学校の卒業（見込み）証明書、成績証明書、身体検査証明書（当院所定の様式に国・公立病院で証明を受けたもの）を提出していただきます。その結果に異常がなければ令和7年12月中に採用内定の通知を行います。

6. 給与

(1) 初任給

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例、加西市病院事業職員給与規程の定めるところにより、給料の他各種手当が支給されます。

※初任給は最終学歴及び採用前の民間企業等の職歴を換算して決定されます。

(令和7年4月現在)

	4年制大学卒の場合
給料月額	220,000円

(2) その他の手当

地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれの基準によって支給されます。

7. 採用年月日

令和8年4月1日

8. その他

- (1) 次のいずれかに該当する人は、職員になったり、試験や選考を受けたりすることができません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・加西市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない人
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) 受験資格がないこと、又は申込書類の記載事項を偽って記入したことが判明したときは、合格を取り消します。
- (3) 採用後の半年は試用期間（条件付採用）となります。

試用期間中の勤務成績が不良の場合は、本採用されないことがあります。

【参考】

地方公務員法第16条(欠格条項)抜粋概要

次の各号のいずれかに該当する人は、職員になったり、試験や選考を受けたりすることができません。

- (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 加西市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた方
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

試験会場案内図

